

官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和4年8月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項、中小企業・小規模事業者向けの契約目標等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：5兆2,738億円

（参考：令和3年度 目標 61% 4兆8,240億円

令和2年度 実績 55.5% 5兆2,244億円）

(2) 新規中小企業者※向け契約目標（比率） 比率：3%以上

※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 令和4年度に新たに講ずる主な措置

スタートアップ育成の重要性を踏まえ、各府省における調達の実態について確認し、スタートアップからの調達が特に見込まれる分野について検証を行うなど、中小企業、とりわけスタートアップの受注機会の増大に向けた方策の検討を早急に進める。